

ID: 194

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市特定公共物管理条例 第10条第2項		
例 規 番 号	平成14年条例第11号		
【根拠条文】 (検査を受ける義務) 第10条 第5条第1項の規定により市長の許可を受け、特定公共物に関し工事を行った者は、当該許可に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。 2 市長は、前項に規定する検査をした結果、当該工事が不適当であると認めるときは、当該許可をした者に対して、是正のために必要な措置を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日